

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

全国的に人口減少が進む中、本市の総人口は増加傾向にあり、住宅地開発等の影響から、子育て世帯の転入も多いという特徴があります。しかしながら、高齢者数は増加を続けており、令和5年4月末現在、本市の高齢化率は27.6%となっています。

目前に迫っている2025年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となります。さらに、その先の2040年にはいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、急速な高齢化の進展に加えて、労働人口(担い手)が大幅に減少することが予想されており、介護をはじめとする社会保障の負担が一層増大していくことや、介護の担い手不足の更なる深刻化が懸念されています。

このような状況が予測される中で、地域における介護や福祉の提供を維持していくためには、これまで「支援される対象」であった高齢者が、自ら「支援の担い手」になることが求められており、高齢者一人一人の健康の維持増進、社会参加や介護予防の推進がこれまで以上に重要となります。そのような状況を踏まえた「新しい社会システムづくり」と「新しい生き方づくり」を両輪で進めていくことが、わが国の今後の課題です。

また、2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、国からは、第9期介護保険事業計画の策定に向けて地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保する検討を進めていくことが示されています。

本市では、令和3年3月に「福津市第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下、前計画という。)を策定し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしい生活をおくることができる社会を実現するため、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。前計画の期間が令和5年度で終了するため、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、高齢者保健福祉を総合的、計画的に推進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「福津市第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下、本計画という。)を策定することとします。

2 計画の位置づけ及び目的

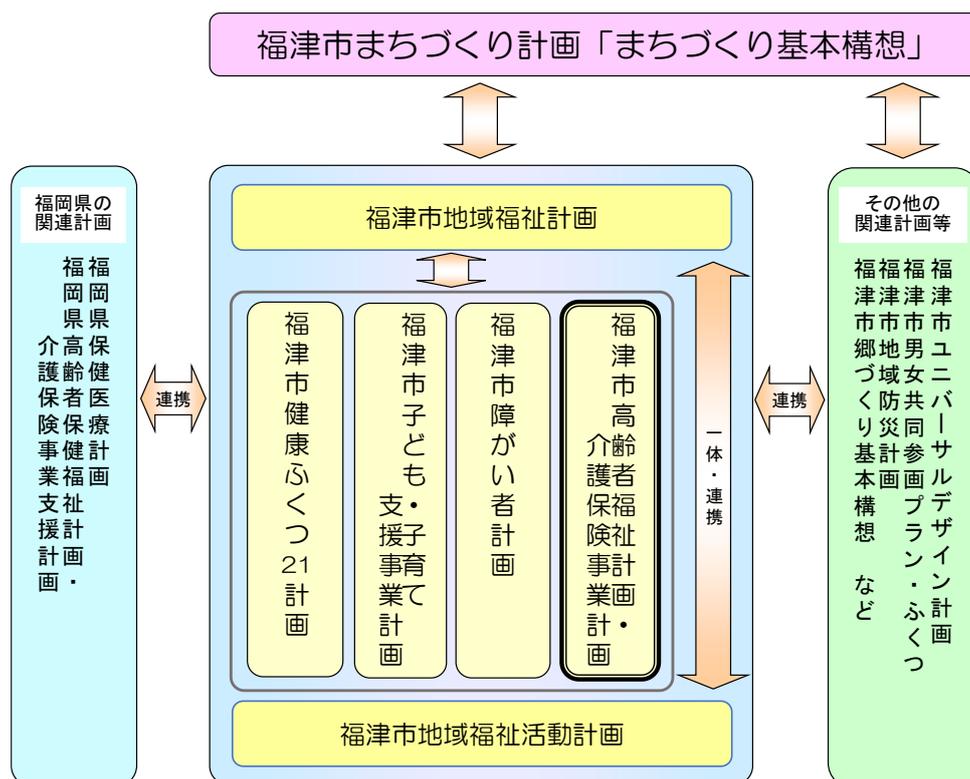
「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、全ての高齢者を対象とした福祉施策の総合的指針であり、その目的とするところは、全ての高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きと安心して暮らせる社会の構築にあります。

一方、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づく、要介護高齢者、要支援高齢者、及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。

高齢者福祉計画は、介護保険事業計画を包含する上位の計画と位置づけられており、両計画の連携と調和を保つために一体的に策定を行いました。

また、両計画の見直しに当たっては、国、県の定める策定指針を踏まえ、「福岡県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合を図るとともに、市の上位計画である「福津市まちづくり計画『まちづくり基本構想』」や「福津市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合を図りました。

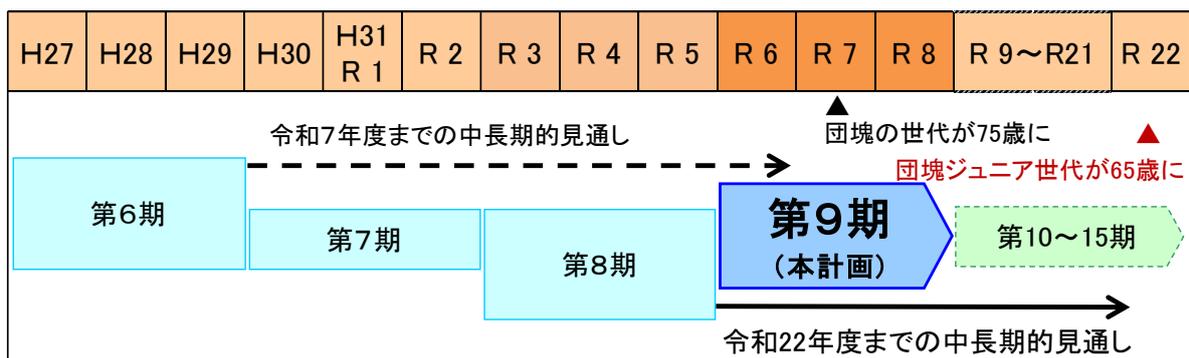
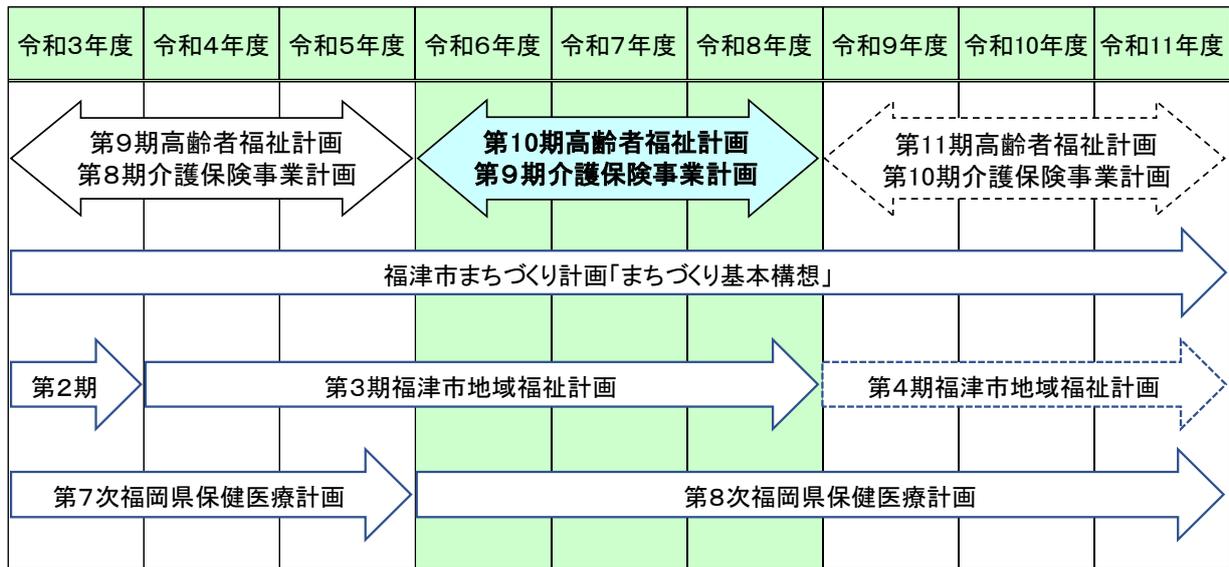
計画名称	根拠法	主な対象者	計画の性格
福津市 高齢者福祉計画	老人福祉法 第20条の8	全ての高齢者	保健福祉事業全般に関する 総合計画
福津市 介護保険事業計画	介護保険法 第117条	要介護高齢者 要支援高齢者 要介護・要支援となる リスクの高い高齢者	介護サービス等の基盤整備を 計画的に進めるための 実施計画



3 計画の期間

本計画は、2040年までの長期的な動向を踏まえつつ、「地域包括ケアシステム」を実現するための目標や具体的な施策を踏まえ、令和6年度を初年度として令和8年度を目標年度とする3か年計画として策定するものです。

医療・介護・福祉・生活支援等に関する総合的な見地から進捗状況の評価・確認を行い、課題の把握や分析、今後の対応の検討等を行うことで、本計画の実施状況の把握と進行管理を実施します。



■ 中長期視点における第9期介護保険事業計画の位置

4 計画の策定体制と市民参画

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより、広く市民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定にあたり、以下のような取り組みを行いました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

地域における要介護状態となる前の高齢者のリスクや社会参加状況等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行いました。

●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施概要

調査対象	福津市在住の65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない人、及び要支援1・2の認定を受けている人の中から無作為抽出した4,000人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年4月13日～令和5年4月28日
回収結果	配布数：4,000件、有効回収数：2,599件（有効回収率：65.0%）

(2) 在宅介護実態調査

在宅で生活している要支援・要介護者とその主な介護者の状況を把握し、要介護データと組み合わせることにより、在宅生活の継続に効果的なサービス利用や介護者の仕事と介護の両立を図るための方策等を検討するため、在宅介護実態調査を行いました。

●在宅介護実態調査の実施概要

調査対象	在宅で介護を受けている福津市在住の要支援1・2または要介護1～5の認定者
調査方法	介護認定調査員または介護支援専門員による聞き取り調査
調査期間	令和4年9月22日～令和5年3月31日
回収結果	調査対象者：591人、回答者：463人（有効回収率：78.3%）

(3) 介護サービス事業所調査

福津市内の介護に携わる事業所の現状や今後の方針等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、「介護サービス事業所調査」を行いました。

●介護サービス事業所調査の実施概要

調査対象	福津市内の介護に携わる事業所
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年8月7日～令和5年8月28日
回収結果	配布数:87件、有効回収数:63件（有効回収率:72.4%）

(4) 福津市介護保険運営協議会による審議

計画案を検討するため、「福津市介護保険運営協議会」で、令和5年7月から令和6年2月まで計5回の審議を行います。

この協議会には、医療・介護・福祉・生活支援等各専門分野から選出された委員のほか、公募による市民の代表にも参画いただき、さまざまな見地からの議論をいただきました。

開催日	協議会名称	議事内容
令和5年7月4日	第1回介護保険運営協議会	・介護保険運営協議会の所掌事務と今後のスケジュール ・令和4年度介護保険事業の給付実績 ・令和4年度地域支援事業の実績について ・介護保険制度の流れと次期計画の内容 ・福津市の現状分析（高齢者人口、認定率、給付等）
令和5年9月6日	第2回介護保険運営協議会	・次期計画骨子・理念 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査 ・次期計画策定へ向けての意見交換
令和5年10月12日	第3回介護保険運営協議会	・次期計画素案の検討・意見交換（高齢者福祉計画）
令和5年11月	第4回介護保険運営協議会	・次期計画素案の検討・意見交換（介護保険計画） ・事業計画今後のスケジュール
令和5年12月～ 令和6年1月		・パブリックコメントの実施
令和6年2月	第5回介護保険運営協議会	・パブリックコメントの報告 ・介護保険料について ・次期計画素案の最終検討 ・次期計画の最終答申

(5) パブリックコメントの実施

市民からの意見を計画に反映するため、令和5年12月〇日から令和6年1月〇日まで、本計画案についての「パブリックコメント」を実施します。

5 計画に関する情報発信と計画の進捗管理

本計画に関する市民の理解を深めるため、広報やホームページへの掲載、出前講座などを通じて、情報発信と広報活動を行います。

また、本計画は、「福津市介護保険運営協議会」において、医療・介護・福祉・生活支援等に関する総合的な見地から、毎年度、進捗状況の評価・確認を行っていきます。

6 その他の取り組み

(1) 保険者機能強化

地域包括ケアシステムの推進のためには、市町村がその保険者機能を発揮し、地域の実情に応じた施策を実施していく必要があります。データに基づく地域課題を分析し、それをもとに具体的に計画を立て、目標値を定め施策を実施していくPDCAサイクルを強化していきます。

具体的には、国から提供されたデータの分析、自立支援・重度化防止等の取組及び目標設定、計画に位置付けられた目標の達成状況の評価・公表等を実施していきます。

■保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の実績

年度	機能強化推進交付金		努力支援交付金		総合評価			
	得点	交付金	得点	交付金	得点合計	交付金合計	県内順位	全国順位
R3	1,159	12,617,000円	593	12,903,000円	1,752	25,520,000円	5/60	107/1741
R4	985	12,421,000円	410	11,239,000円	1,395	23,660,000円	7/60	210/1741
R5	908	8,333,000円	420	9,340,000円	1,328	17,673,000円	27/60	504/1741

※保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金

平成30年度に、市町村の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援する交付金として保険者機能強化推進交付金が創設され、また、令和2年度から、予防健康づくりに資する取組の支援に重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

市は交付金を活用して、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を推進するとともに、計画の進行管理について、交付金に係る評価結果も活用して行います。

